

昭和四十八年通商産業省令第百号

中小企商業振興法施行規則

中小 小売商業振興法（昭和四十八年法律第五十一号）第十一條第一項並びに中小 小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第一條及び第二条の規定に基づき、並びに同法（第四条第三項を除く。）を実施するため、中小 小売商業振興法施行規則を次のように制定する。

第一項 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号。以下「法」という）第四条第一項の規定による認定の申請は、当該商店街整備計画に係る施設又は設備の所在地を管轄する都道府県知事（当該商店街整備計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一つの市の区域内に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。次項第一項において同じ。）に、様式第一による申請書を提出して行なわなければならぬ。

前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（一）当該商店街振興組合等の定款

（二）当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

（三）当該商店街振興組合等の事業計画書及び収支予算書

（四）当該商店街振興組合等の事業計画書及び収支予算書

（五）設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面

ハ 道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十四条第一項ただし書の許可、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第二十四条の承認若しくは第三十二条第一項の許可、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第七十七条第一項の許可又は消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）第七条第一項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得てること又は得る見込みがあることを証する書面

2 書を提出して行わなければならない。  
一 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該変更について議決をした当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し（施行令第一条第五号の経済産業省令で定める場合にあつては、第九条第二項各号に掲げる要件に該当することが確認できるもの）

二 当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面

三 当該変更に伴い前条第二項第二号から第五号までに掲げる書類に変更があつたときは、その変更に係る書類

四 当該変更に伴い前条第二項第六号に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなつたときは、同号に規定する書面

（店舗集團化計画に係る認定の申請等）

第三条 法第四条第二項の規定による認定の申請は、当該店舗集團化計画に係る団地の所在地を管轄する都道府県知事（当該店舗集團化計画に係る団地の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。次条第一項において同じ。）に、様式第三による申請書を提出して行わなければならない。

一 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該店舗集團化計画について議決をした当該事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）の総会又は総代会の議事録の写し（事業の用に供されていない店舗・倉庫・事務所その他の事業活動の施設（以下「空き店舗等」という。）を活用する場合は、第九条第三項の表の第七号のイからハまでに掲げる要件に該当することが確認できるもの）

二 当該事業協同組合等の定款

三 当該事業協同組合等の組員又は所属員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として當む事業の種類を記載した名簿

四 当該事業協同組合等の事業計画書及び収支予算書

五 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面

六 第一条第二項第六号に規定する場合については、同号に規定する書面

**第四条** 法第四条第二項の規定による認定を受けた店舗集団化計画に係る施行令第九条第一項の規定による変更の認定の申請は、前条第一項に規定する都道府県知事に、様式第四による申請書を提出して行わなければならない。

一 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該変更について議決をした当該事業協同組合等の総会又は総代会の議事録の写し（空き店舗等を活用する場合にあつては、第九条第三項の表の第七号のイからハまでに掲げる要件に該当することが確認できるもの）

二 当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面

三 当該変更に伴い前条第二項第二号から第五号までに掲げる書類に変更があつたときは、その変更に係る書類

四 当該変更に伴い第一条第二項第六号に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなつたときは、同号に規定する書面（共同店舗等整備計画に係る認定の申請等）

**第五条** 法第四条第三項の規定による認定の申請は、当該共同店舗等整備計画に係る共同店舗等又は店舗等の所在地を管轄する都道府県知事（当該共同店舗等整備計画に係る全ての共同店舗等又は店舗等の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。次条第一項において同じ。）に、様式第五による申請書を提出して行わなければならぬ。

一 前項の申請書には、法第四条第三項第一号又は第二号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画にあつては、次の書類を添付しなければならない。

一 当該共同店舗等整備計画について議決をした当該組合の総会又は総代会の議事録の写し

二 当該組合の定款

三 当該組合の組合員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四 当該組合の事業計画書及び収支予算書

五 設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面

六 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面

第一項の申請書には、法第四条第三項第三号に掲げる中小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画にあつては、次の書類を添付しなければならない。

一 合併をする場合にあつては、合併契約書の写し、出資により会社を設立する場合にあつては、出資をしようとするすべての者の当該出資に関する同意書の写し

二 法第四条第三項第三号又は四〇に規定する会社の定款がある場合には、その定款

三 当該合併又は出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四 法第四条第三項第三号又は四〇に規定する会社の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

五 設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面

六 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面

第一項の申請書には、法第四条第三項第四号の会社が作成する共同店舗等整備計画にあつては、次の書類を添付しなければならない。

一 当該会社の定款

二 当該会社のすべての出資者の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

三 当該会社の最近三年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

四 設置する共同店舗等の配置及び構造を示す図面

五 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面

第六条 法第四条第三項の規定による認定を受けた共同店舗等整備計画に係る施行令第九条第一項の規定による変更の認定の申請は、前条第一項に規定する都道府県知事に、様式第六による申請書を提出して行わなければならない。

二 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 法第四条第三項第一号又は第二号に掲げる組合の作成に係る認定計画の変更の認定の申



持することを、総会又は総代会において議決していること。
ハ 前号の事業を行おうとする事業協同組合等が、イの構想に従つて事業を行うことを約していること。
4 施行令第四条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号の経済産業省令で定める数は、五人とする。
5 施行令第四条第一項第六号の経済産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。
6 施行令第八条第三号ハの経済産業省令で定める割合は、三分の一とする。
(特定連鎖化事業の運営の適正化)
<b>第十条</b> 法第十一一条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 当該特定連鎖化事業を行う者の氏名又は名称、住所及び當時使用する従業員の数並びに法人にあつては役員の役職名及び氏名
二 当該特定連鎖化事業を行う者の資本金の額又は出資の総額及び主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。)の氏名又は名称並びに他に事業を行つているときは、その種類
三 当該特定連鎖化事業を行う者が、その総株主又は総社員の議決権の過半に相当する議決権又は他人の名義をもつて有している者の名称及び事業の種類
四 当該特定連鎖化事業を行う者の直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書類
五 当該特定連鎖化事業を行う者の当該事業の開始時期
六 直近の三事業年度における加盟店の店舗の数の推移に関する事項
七 加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件(次条において単に「立地条件」という。)が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項
八 直近の五事業年度において、当該特定連鎖化事業を行う者が契約に依り、加盟店又は加盟者であつた者に対して提起した訴えの件数及び加盟店又は加盟店であつた者から提起された訴えの件数
九 加盟者の店舗の営業時間並びに営業日及び定期又は不定期の休業日
十 当該特定連鎖化事業を行う者が、加盟店の店舗の周辺の地域において当該加盟店の店舗

二 加 盟 者 に 対 す る 事 項	販 売 条 件 に 關 す る 事 項	三 經 營 の 指 引 に 關 す る 事 項	二 加 盟 者 に 販 賣 す る 商 品 の 性 質 に 關 す る 事 項
導 に 關 す る 事 項	當該商品の代金の決済方法	當該金銭の返還の有無及びその条件	口 当該金銭の返還の有無及びその条件
販 賣 條 件 に 關 す る 事 項	口 加盟に際して研修又は講習会が行われるときは、その内容	イ 加盟に際しての研修又は講習会が行われるときは、その内容	
三 經 營 の 指 引 に 關 す る 事 項	ハ 加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数	イ 加盟に際して研修又は講習会が行われるときは、その内容	
二 加 盟 者 に 對 す る 事 項	口 当該表示の使用について条件に関する事項があるときは、その内容	イ 加盟に際して研修又は講習会が行われるときは、その内容	
四 使 用 さ せ る 商 標 、 商 号 の 其 他 の 表 示	口 当該表示の他の表示	ハ 加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数	
五 契 約 の 期 間	イ 契約の期間	イ 当該使用させる商標、商号その他の表示	
六 直 近 の 三 イ 業 年 度 に お け る 加 盟 者 の 店 舗 の 数 の 推 移 に 關 す る 事 項	ロ 契約更新の条件及び手続き	口 当該使用させる商標、商号その他の表示	
七 加 盟 者 の 立 地 条 件 が 似 似 する もの の 直 近 の 三 事 業 年 度 の 收 支 に 關 す る 事 項	ロ 契約解除の要件及び手続き	口 当該表示の使用について条件に関する事項があるときは、その内容	
(1) 売上高	ロ 契約解除によって生じる損害賠償金の額又は算定方法その他の義務の内容	口 当該表示の他の表示	
(2) 売上原価	ロ 各事業年度の末日における加盟店者の店舗の数	イ 契約更新の条件及び手続き	
(3) 商号使用料、経営指導料その他の特定連鎖化事業を行う者が加盟者から定期的に徴収する金銭	ロ 各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店者の店舗の数	ロ 契約解除の要件及び手続き	
(4) 人件費	ロ 各事業年度内に解除された契約に係る加盟店者の店舗の数	ロ 契約解除によって生じる損害賠償金の額又は算定方法その他の義務の内容	
(4) に掲げるものを除く。)	ロ 新たに掲げる項目に区分して表示されるなかつた契約に係る加盟店者の店舗の数	ロ 各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店者の店舗の数	

<p><b>八 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項</b></p> <p>(条例等に係る適用除外)</p> <p><b>第十二条</b> 第一条から第八条までの規定は、都道府県（高度化事業計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一の市の区域に属する場合にあっては、当該市）の条例又は規則に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (昭和五四年一二月七日通商産業省令第一二二号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三年七月三一日通商産業省令第三八号) 拝 (施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成七年一二月二七日通商産業省令第一一〇号)</p> <p>この省令は、中小小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第八十四号）の施行の日（平成三年八月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成七年一二月二七日通商産業省令第一一〇号)</p> <p>この省令は、中小小売商業振興法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第四百三十六号）の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成九年一月二一日通商産業省令第二号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一二年三月二二日通商産業省令第三六号)</p> <p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>	<p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、収益又は費用の算定の根拠となる事項</p> <p>ロ 立地条件が類似すると判断した根拠</p> <p>イ 徴収する金銭の額又は算定に用いる売上、費用等の根拠を明らかにした算定方法</p> <p>ロ 商号使用料、経営指導料その他の徴収する金銭の性質</p> <p>ハ 徴収の時期</p> <p>二 徴収の方法</p>
---	--



様式第一〔第一條〕

この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日経済産業省令第三六号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月一日経済産業省令第三八号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日経済産業省令二十四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日経済産業省令第二四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年四月二八日経済産業省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二九日経済産業省令第六〇号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日経済産業省令第五一号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二九日経済産業省令第六〇号）

（施行期日）

附 則（平成一七年四月一日通商産業省令第六三号）

（施行期日）

附 則（平成二二年一〇月三一日通商産業省令第二七〇号）

（施行期日）

様式第二〔第二條〕

様式第三〔第三條〕

様式第四〔第四條〕



様式第二〔第二条〕  
経済産業省令による認定申請書  
年　月　日

知事又は市長　様　在　　氏名  
名前及び姓の読み方  
（参考）用紙の大きさは、日本用紙規格A4とすること。

様式第三〔第三条〕  
経済産業省令による認定申請書  
年　月　日

知事又は市長　様　在　　氏名  
名前及び姓の読み方  
（参考）用紙の大きさは、日本用紙規格A4とすること。

様式第四〔第四条〕  
経済産業省令による認定申請書  
年　月　日

知事又は市長　様　在　　氏名  
名前及び姓の読み方  
（参考）用紙の大きさは、日本用紙規格A4とすること。

様式第五（第5条）　共同出資等整備計画に係る認定申請書  
年　月　日

知事又は委員　様　位　名  
氏名又は本名及び個人における登記の氏名

中小小売商業振興法第4条第3項の規定により、下記の共同出資等整備計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 舗合会は中小小売商業振興法第4条第3項イ号に該当する会社の概要

2. 共同出資等整備事業（中小小売商業振興法第4条第3項イ号に該当する会社）の目標

3. 共同出資等整備事業の内容

(1) 投資する会員の種類及び出資額の範囲、構造及び規模

(2) 投資する会員の種類及び出資額の利回り区分

(3) その他共同出資等整備事業の内容

4. 共同出資等整備事業の実施期間

5. 共同出資等整備事業を実施するため必要な資金の額及びその調達方法

6. 共同出資等整備事業の効果

（備考）用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

様式第六（第6条）　共同出資等整備計画の変更に係る認定申請書  
年　月　日

知事又は委員　様　位　名  
氏名又は本名及び個人における登記の氏名

年　月　日付にて認定を受けた共同出資等整備計画について下記のとおり

変更したいので、中小小売商業振興法第4条第1項の規定により認定を申請します。

記

1. 変更事項の内容

2. 変更の事由

（備考）用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

様式第七（第7条）　商店整備等支援計画に係る認定申請書  
年　月　日

知事又は委員　様　位　名  
氏名又は本名及び個人における登記の氏名

中小小売商業振興法第4条第3項の規定により、下記の商店整備等支援計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定会社（設立しよとしてする特許会社を含む）又は公認会計士の概要

2. 商店整備等支援事業（中小小売商業振興法第4条第3項に定める事業）の目標

3. 商店整備等支援事業の内容

(1) 会員に対する販売や卸売等の事業者に対する販売を実施する商店、日用品等の販賣の

の販賣

(2) 投資する会員には販賣の範囲、構造及び規模

(3) 会員間を介して販賣を行う場合は、会員間の販賣の利用区分

(4) その他の商店整備等支援事業の内容

4. 商店整備等支援事業の実施期間

5. 商店整備等支援事業の実施

6. 商店整備等支援事業の効果

（備考）用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

様式第八（第8条）　商店整備等支援計画の変更に係る認定申請書  
年　月　日

知事又は委員　様　位　名  
氏名又は本名及び個人における登記の氏名

年　月　日付にて認定を受けた商店整備等支援計画について下記のとおり

変更したいので、中小小売商業振興法第4条第1項の規定により認定を申請します。

記

1. 変更事項の内容

2. 変更の事由

（備考）用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。